

平成23年度業務実績評価シート用 説明資料



平成24年7月5日(木)

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

－ 目 次 －

区 分	評 価 項 目		自己評定	頁
Part1	評価項目1	効率的な業務運営体制の確立	A	2～7
	評価項目2	内部統制・ガバナンス強化への取組	A	8～14
	評価項目3	業務運営の効率化に伴う経費節減	A	15～20
	評価項目4	効率的かつ効果的な施設・設備の利用	A	21～26
	評価項目5	合理化の推進	A	27～31
Part2	評価項目6	地域移行に向けた取組(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	S	33～34
	評価項目7	地域移行に向けた取組(地域移行の段階的支援(プロセス)の実践(本人及び保護者の同意を得るための取組))	S	35～37
	評価項目8	地域移行に向けた取組(地域移行の段階的支援(プロセス)の実践(移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援))	A	38～39
	評価項目9	行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援	S	40～44
Part3	評価項目10	調査・研究のテーマ、実施体制等	A	46～48
	評価項目11	成果の積極的な普及・活用	A	49～50
	評価項目12	養成・研修、ボランティアの養成	A	51～53
	評価項目13	援助・助言	A	54～55
	評価項目14	その他の業務	A	56～63
	評価項目15	サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保	B	64～65
Part4	評価項目16	予算、収支計画及び資金計画等	A	67～68
	評価項目17	人事に関する計画	A	69
	評価項目18	施設・設備に関する計画	A	70

Part 1

業務運営の効率化に関する事項

1－(1) 効率的な業務運営体制の確立

【評価項目1】

1－(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組

【評価項目2】

1－(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

【評価項目3】

2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

【評価項目4】

3 合理化の推進

【評価項目5】

業務運営の効率化に関する事項

1-(1) 効率的な業務運営体制の確立

【評価項目1】

自己評定 A

評価の視点

的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。

数値目標

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。

適正な人員の配置

☆削減計画数(52人)を計画的に削減

20年度期首 23年度末 24年度期首
275人 → 215人 → 226人(△49人)

常勤職員数
約18%削減

- 平成23年4月1日付けで、利用者への支援サービスの充実強化と効率的・効果的な業務運営を推進するため、組織改正を行った。
・「法人事務局、総合施設、診療所」体制(28管理職) → 「総務部、事業企画局、施設事業局、診療所、監査室」体制(25管理職)
- 平成23年4月に、同年1月から空き寮舎を活用して試行的に行っていた「自活訓練ホーム(定員7名)」「矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活を支援)を本格実施し、当事業を所管する「社会生活支援課」を新設。
- 平成23年4月1日から、第4次寮再編(17か寮→16か寮)を実施し、さらに、利用者の高齢化等による身体機能の低下に伴い、医療的配慮グループへの転寮を行うとともに、地域移行等による利用者の減少を踏まえ、平成24年4月1日実施予定の第5次寮再編(16か寮→15か寮)に向けた取組を行った。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様)
数値目標	常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成21年度においても計画的に削減を行う。

常勤職員数の削減

計画(△52人)の約94%を達成

(注)提供するサービスの質を確保するために、必要な専門職の採用を行った。
【23年度新規採用職員】
生活支援員4人、看護師1人、言語聴覚士1人

△49人の削減

20年度期首
275人

23年度末
215人

24年度期首
226人

定年退職者の原則不補充

平成22年度と比較して約150百万円の縮減

○「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号:平成24年3月施行)に準拠した給与改定を実施するため、準備した。

・人事院勧告に係る給与改定

俸給月額を平均**0.23%**引き下げ(4月遡及)

1,958百万円 → 1,808百万円
△150百万円 (△7.7%)

国家公務員に準拠

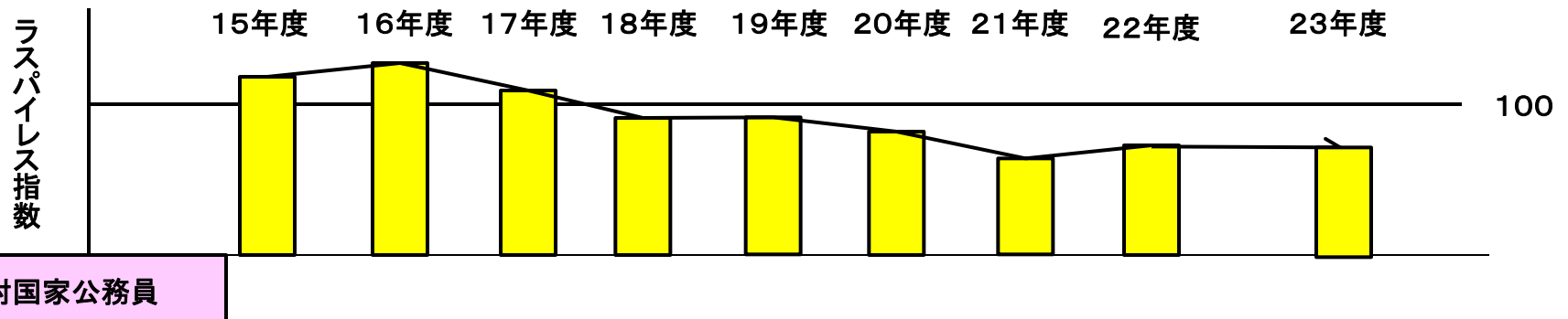
業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)
数値目標	平成22年度のラスパイレス指数は98.1以内とする。

ラスパイレス指数
対国公 95.7

事務・技術職員

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
対国家公務員	106.2	107.1	100.6	99.4	99.4	98.1	94.1	96.0	95.7
対他法人	98.8	100.0	93.9	92.6	93.1	92.3	88.9	90.9	90.2



業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。

人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材の確保

専門家の招聘

地域支援

高齢者支援

調査・研究

摂食・嚥下

シーティング(座位維持)

矯正施設等退所者支援

就労支援

指導・
助言

支援職員

質の高
いサー
ビスの
提供

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

国と異なる、又は法人独自の諸手当について、その適切性を検証しているか。
 法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。

国と異なる法人独自の手当はない。

法定外福利費については、労働基準法及び労働安全衛生法に則り、適切に対応

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。

独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。

21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストはない。

法人職員の再就職者の非人件費ポストはない。

業務運営の効率化に関する事項

1-(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組

【評価項目2】

自己評価 A

評価の視点

内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。
(政・独委評価の視点事項と同様)

内部統制の向上を図るための取組

基本方針

のぞみの園の内部統制・ガバナンス強化の取組について(報告書)

(平成21年3月23日 内部統制向上検討委員会)

内部統制
向上検討
委員会の
開催

平成23年度
3回開催

<要旨>

のぞみの園に相応しい内部統制・ガバナンスの仕組みを構築することとし、最優先の課題として、業務の有効性・効率性に影響を与える恐れのある阻害要因(リスク)の適正管理に取り組む。

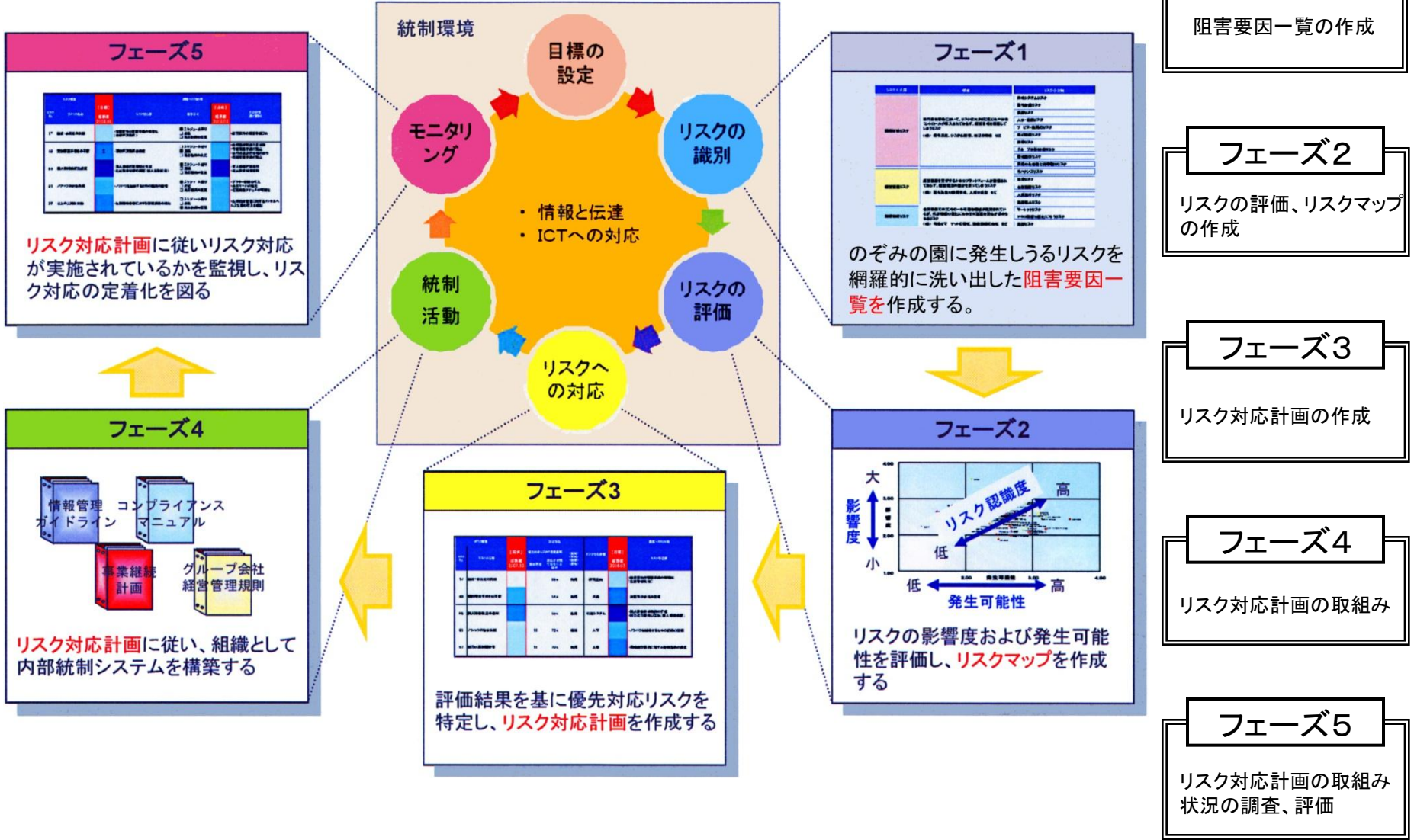
今後の方針として、平成21年度においてリスク管理の仕組みの確立を図るほか、併せて、①内部統制を推進するための教育・研修、②法令遵守等に関する体制整備、③既設の各種委員会の整理等に順次取り組んでいく。

なお、リスク管理や今後の取組を検討するに当たって、会計監査人等の専門的知見を有する第三者の指導を受けつつ行う。

平成23年度においては、内部統制の向上を図るため、厚生労働省独立行政法人評価委員会の指摘等を踏まえ、阻害要因(リスク)一覧をもとに、優先的に対応すべき3つのリスク(①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如)について継続して取り組んだ。

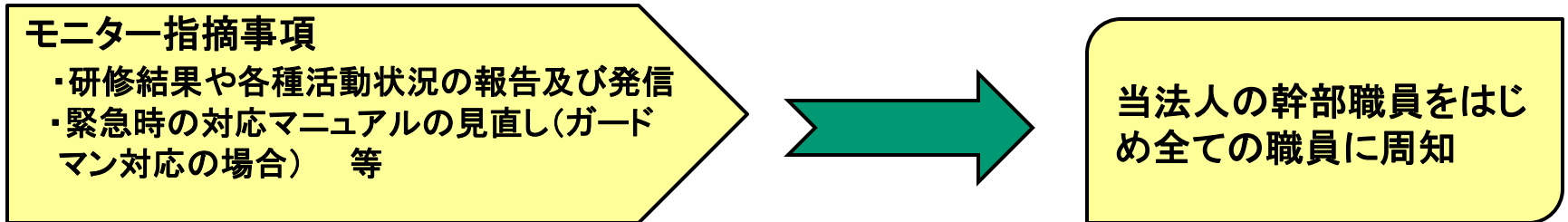
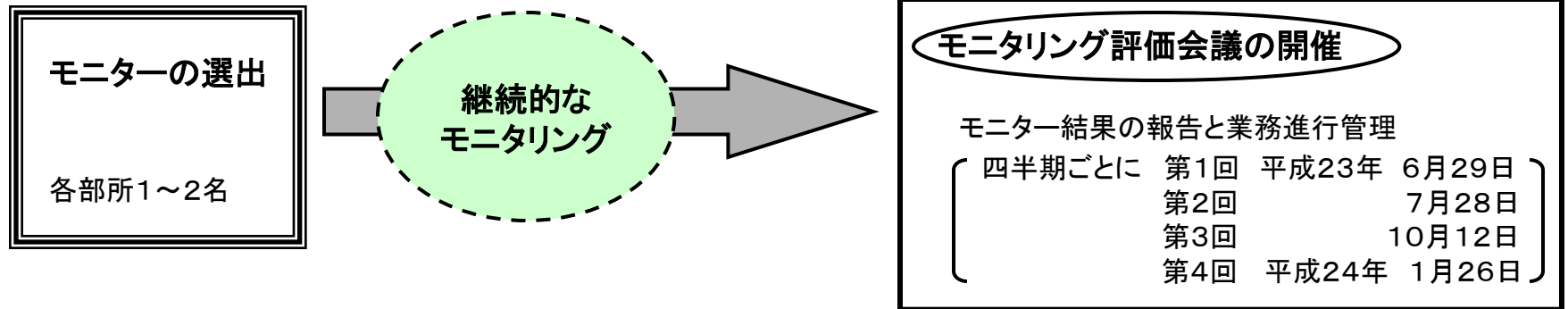
また、内部統制の必要性やリスク対応計画及び取組内容等について、職員研修会2日間(3回)開催し、職員間の共通の認識を深めた。

平成20年度からの取組み



業務運営の効率化に関する事項

数値目標	業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。
評価の視点	業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。
	また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。



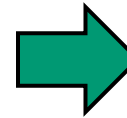
業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。

業務の情報開示

- ・組織、業務及び財務情報
- ・業務運営の状況に関する評価
- ・監査の結果
- ・調査、研究及びセミナー等の業務内容の紹介 等

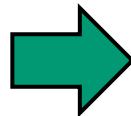


ホームページで
公表

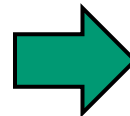
監査機能の強化

『内部監査』の実施

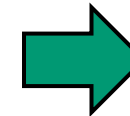
内部監査計
画の策定



監査の実施



監査結果に
ついて、理
事長へ報告



ホームペー
ジで公表

(4月)

(7月～12月)

(2月)

(3月)

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、

- ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。
- ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。

施設利用者の健康維持・安全対策

健康維持対策

- ・定期的な健康診断の実施。
- ・インフルエンザ予防接種の実施。
- ・褥瘡防止委員会の運営
- ・高齢化等への対応として、外部の専門家を招き、積極的に次の対策を実施。
職員介護技術の向上、摂食・嚥下障害、シーティング対策

感染症防止対策

- ・日々手洗い・うがいの奨励、消毒の徹底を図り、感染症の発症時期に感染症対策委員会をその都度開催し、防止対策を実施。
- ・インフルエンザの流行に備えて、ワクチン確保、利用者及び職員に対する予防接種を実施し、防止に努めた結果、利用者の発症を最小限に防いだ。

事故防止対策

<事故予防として>

- ・施設内の危険箇所等の点検。
- ・交通安全の実施。
- ・定期的な防災訓練の実施。
- ・支援職員に対する計画的な研修。
- ・園内の連絡体制の整備。

<事故の再発防止として>

- ・事故防止対策委員会を定期的開催し、発生原因の分析、事故防止策を検討。
- ・様々な機会を通じて同様の事故が起こらないよう、情報の共有化と注意喚起。
- ・リスク管理講習会の実施。
車椅子への移乗講習会の実施
- ・離床センサーの増設

事故件数の推移

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事故	68件	52件	57件	69件	70件	54件	51件	47件	60件
ヒヤリハット	13件	11件	26件	66件	57件	103件	73件	50件	79件

インフルエンザの対策

感染症対策委員会

感染症の防止と万一発生した場合の対策を講じるため、「感染症対策委員会」を開催し、迅速な対応を図った。平成23年度は、インフルエンザの流行に備えて、例年よりも感染症対策を徹底して行い、予防に努めた。



ワクチンの速やかな供給を図るための手続き、タミフルの備蓄状況の定期確認
タミフル予防投与及び手洗い・うがい・マスク着用を励行し、更に、職員や職員の家族等が罹患した場合は、出勤停止等措置



利用者の発症は4人。
感染予防対策として、該当寮の活動を自粛

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

業務改善の取組を適切に講じているか。
 (業務改善の取組: 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)

業務改善の取組

国民及び職員からの意見聴取について(平成21年12月閣議決定)

国民からの苦情・要望等

職員からの業務改善やムダ削減に関する提案等

『国民の声募集』制度

『業務改善提案箱』制度

業務運営の効率化に関する事項

1-(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

【評価項目3】

自己評定 A

評価の視点

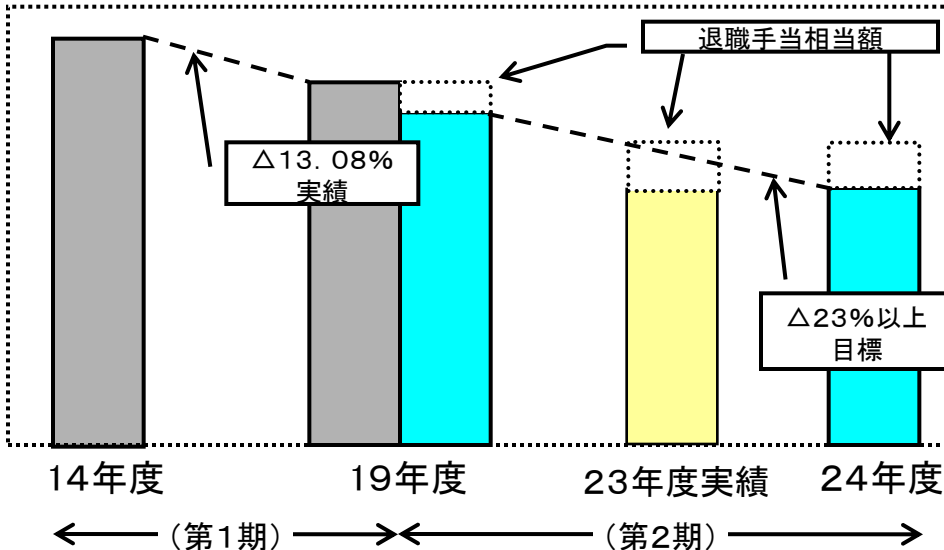
一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。

数値目標

一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。

運営費交付金の節減目標

[運営費交付金節減のイメージ]



第1期中期目標期間

運営費交付金(予算額)を13%以上削減。

平成14年度
2,937百万円

△13.08%

平成19年度
2,553百万円

第2期中期目標期間

運営費交付金(予算額、退職手当相当額を除く)を23%以上削減。

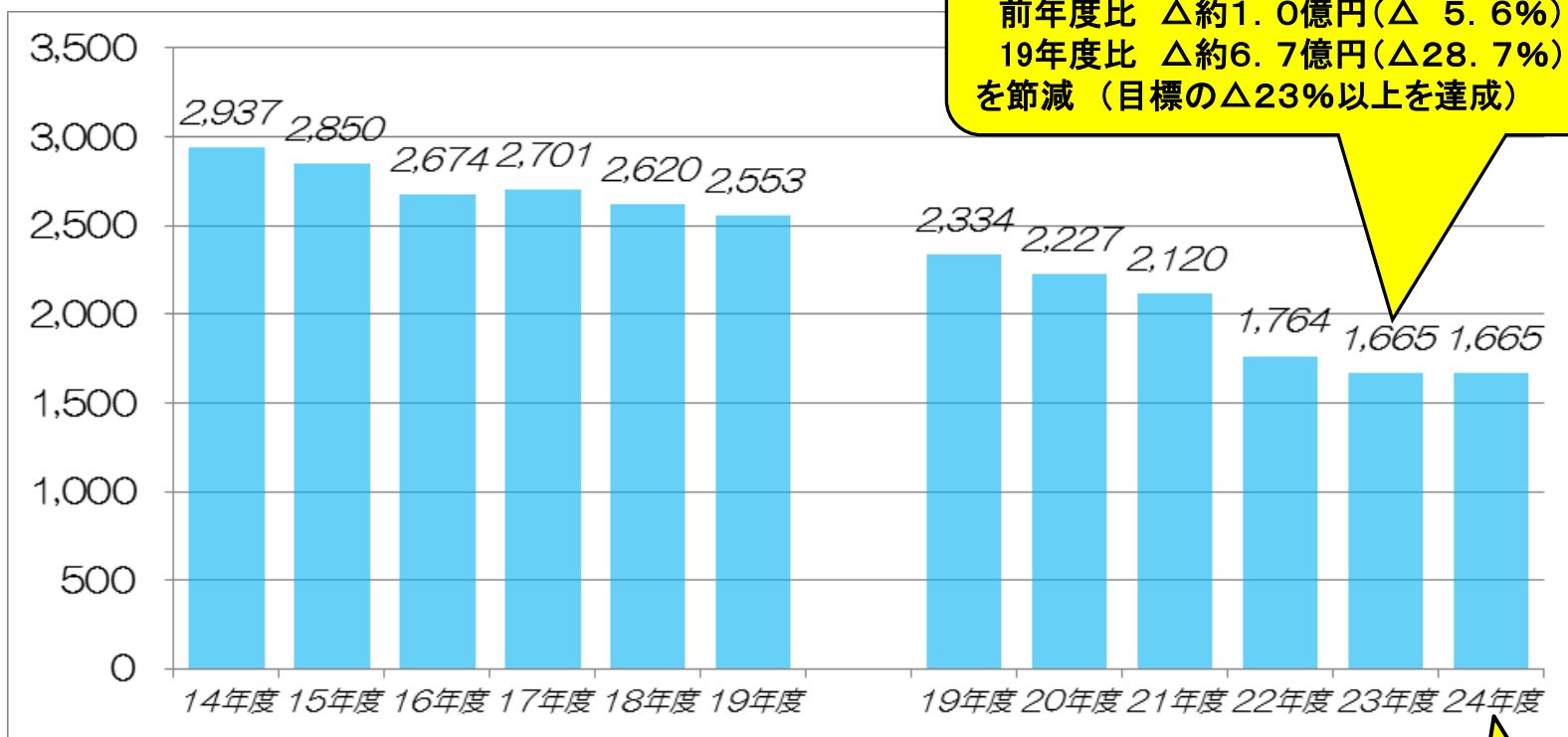
平成19年度
2,334百万円

△28.7%

平成24年度
1,665百万円

運営費交付金 予算額の推移

(単位:百万円)



平成23年度は、
前年度比 Δ 約1.0億円(Δ 5.6%)
19年度比 Δ 約6.7億円(Δ 28.7%)
を節減 (目標の Δ 23%以上を達成)

第1期

第2期

※退職手当相当額を除く

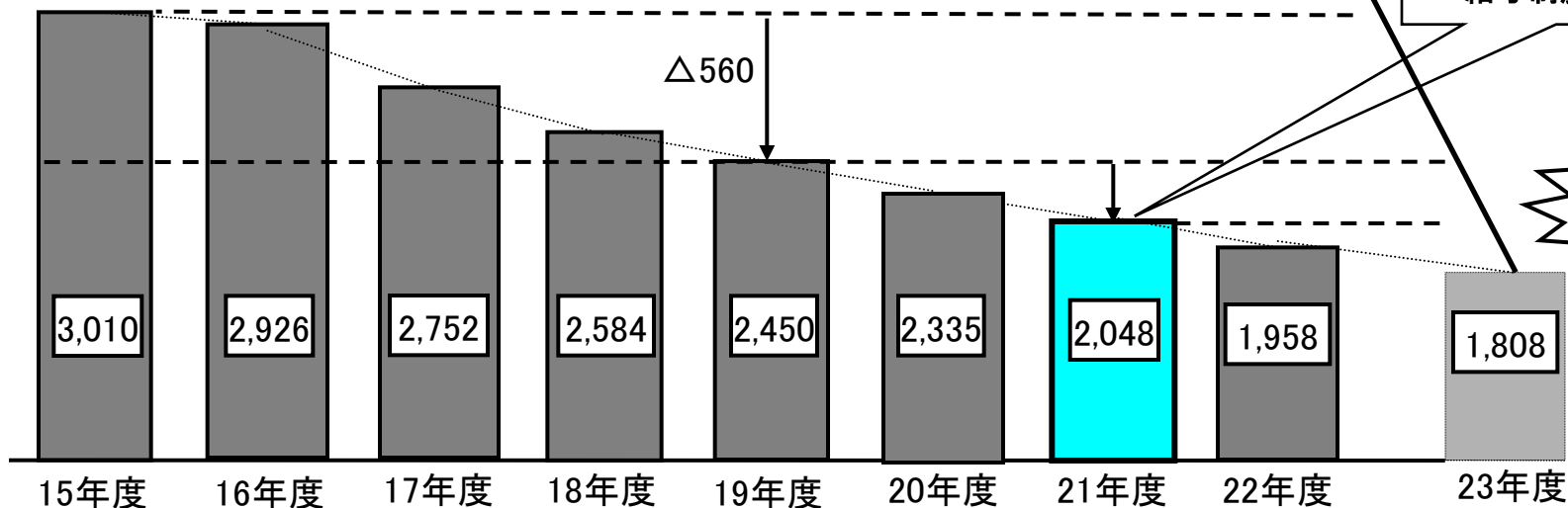
平成24年度も
平成19年度比
 Δ 28.7%

経費の節減

○ 平成23年度において、150百万円を削減

①人件費総額の縮減

(単位:百万円)



[これまでの取組]

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
○常勤職員数の削減	現員(期末) 297人	289人	281人	274人	267人	256人	246人	234人	215人
○給与水準の引き下げ	職員分 俸給△1.20% 賞与△0.25月	俸給 △3.50%	俸給 △3.49%	俸給 △3.50%	俸給 △3.50%	給与制度の見直しを検討	俸給△4.8% 賞与引下げ	俸給△0.19% 賞与引下げ	国の給与特例に準拠 ・俸給△0.23%

△63人 (15年度から23年度)

△14%削減(役員も同じ) (15年度から23年度)

②契約の適正化

「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

事業収入の増加を図るための取組を行っているか。

- 運営費交付金以外の収入は、介護給付費、訓練等給付費の他、新しい障害福祉サービスの取組や診療収入などにより収入の増を確保。

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
障害福祉サービス提供に係る公費収入	1,515	1,470	1,633	1,671	1,651
診療収入	99	89	102	121	135
その他収入(注)	32	57	42	42	57

(注)その他の収入には、実習生等の実習料収入、作業生産物等売払収入、国や地方自治体からの補助金収入、受託収入が含まれる。

※ 自己収入の比率については、P67、68を参照。

平成23年度における収入確保に向けた取組（主なもの）

《障害福祉サービスの充実》

- ・ 支援が困難な者等の新規受入れの継続。
- ・ 22年度に開始した就労支援継続B型(定員20名)の事業が、順調に展開された。
- ・ 短期入所事業及び日中一時支援事業の拡大に努めた結果、利用日数が増加。
- ・ 21年度に開設した施設外の生活介護事業所「さんぼみち」において、通所利用者の確保に努めた結果、利用者が増加。

《診療収入の確保》

- ・ 発達障害等の一般外来による新患(341人)が増加。

《補助金等の確保》

- ・ 国の政策課題となっている「福祉の支援が必要な矯正施設等を退所した知的障害者の支援」に係る調査・研究事業について、国の補助事業(社会福祉推進事業)に応募し、研究事業経費の確保に努めたほか、群馬県等の委託事業を積極的に受託。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。

コスト削減や効率化の観点から、各部所において点検した結果、冗費は発生していない。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

国民のニーズとずれている事務・事業や費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

当法人が実施している事務・事業を点検した結果、いずれも知的障害者(児)のニーズに対応した事務・事業であった。

なお、高崎市から受託している相談支援事業については、その受託費のみでは家賃、人件費の全部を賄うことが困難であるが、相談支援延件数が年間5千件を超え、相当なニーズがあり、地域の障害者にとってはなくてはならないものであるため、平成23年度においても引き続き実施。

業務運営の効率化に関する事項

2 効率的かつ効果的な施設・整備の利用

【評価項目4】

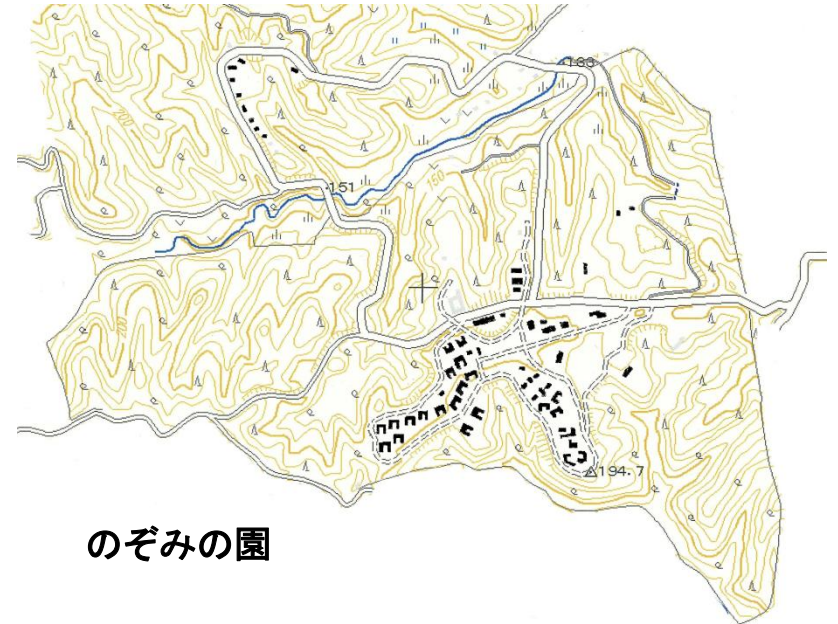
自己評価 A

評価の視点

保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)

資産利用検討委員会を開催し、資産(土地・建物)の状況の再確認を行い、土地の有効活用に努めた。また、効率的かつ効果的な利用方法について、検討を行った。

- 保有資産の所在地は、
 - ①群馬県高崎市を臨む丘陵地(高さ200m)であって、かつ、起伏が激しいこと
 - ②約8割が山林、保安林であることから、売却は極めて困難。



のぞみの園

◎保有資産の状況

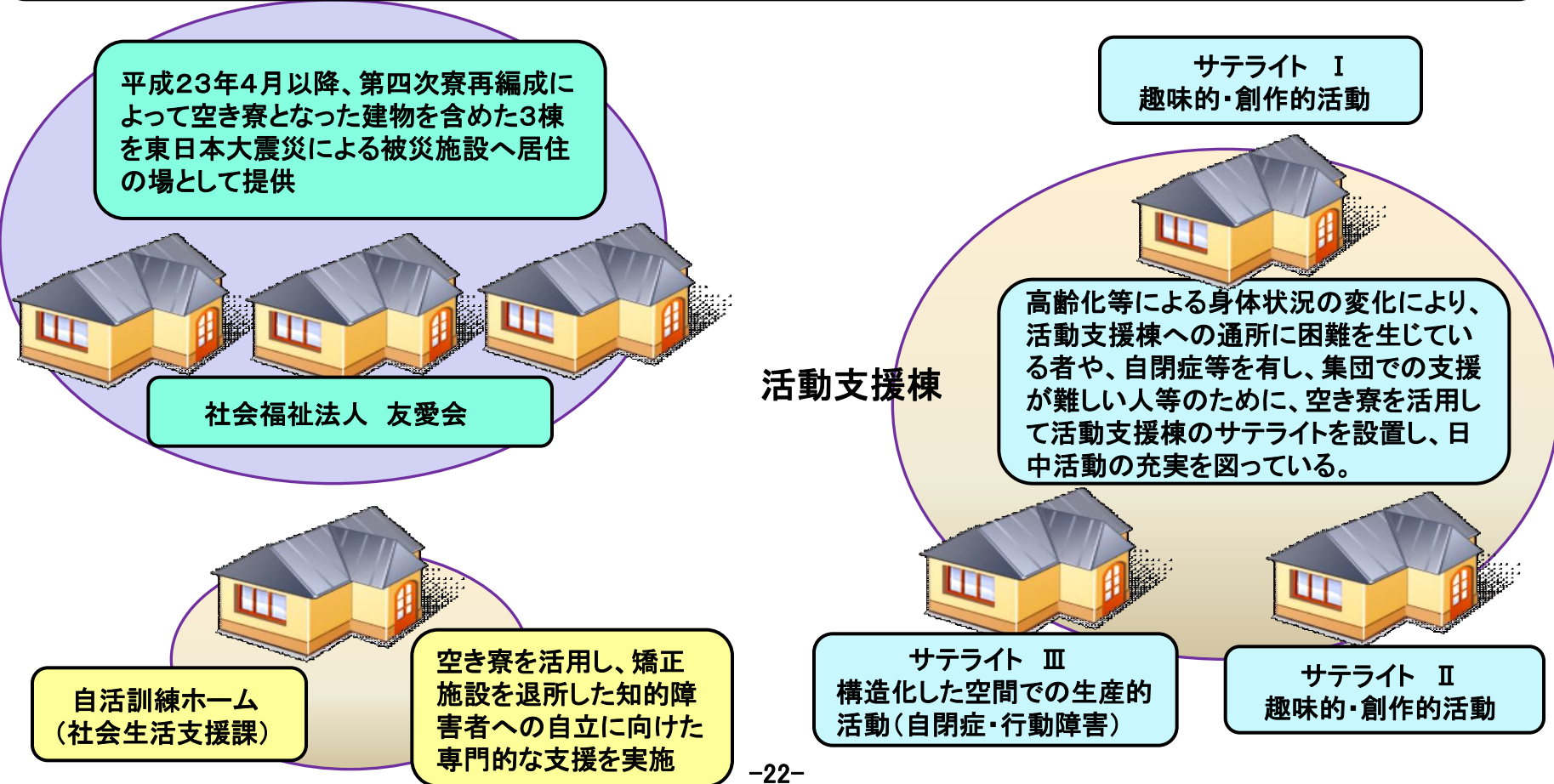
敷地総面積 232万㎡(約70万坪)

宅地・雑種地の面積割合は21.6%(50万㎡)。このうち売却可能性のある土地(宅地)はさらに少なく、0.5%程度(1万㎡)であるが、現在、施設利用者の地域生活に向けた訓練の場として使用中。宅地・雑種地以外の土地(約8割に及ぶ)は、資産価値の低い山林、保安林となっている。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。
-------	--

- 平成21年1月より、空き寮を活用して設置した活動支援棟サテライトを引き続き活用
- 平成23年1月より、空き寮を活用して、自活訓練ホーム(定員7人)を設置
- 平成23年4月より、空き寮を東日本大震災による被災施設へ居住の場として提供



業務運営の効率化に関する事項

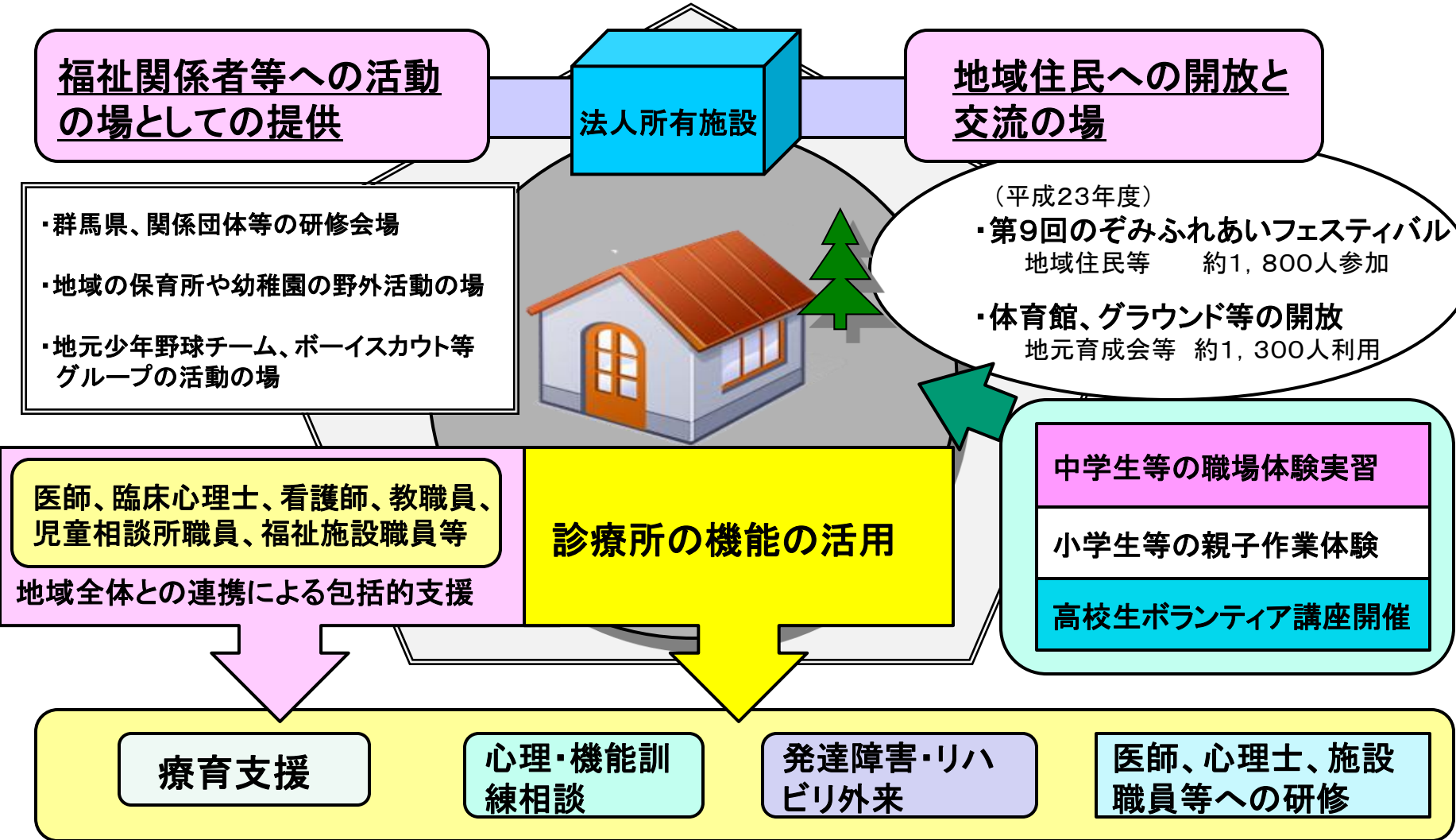
評価の視点

保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。

平成23年度監事監査において、指摘事項はなかった。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点 施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。



業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。
-------	----------------------------

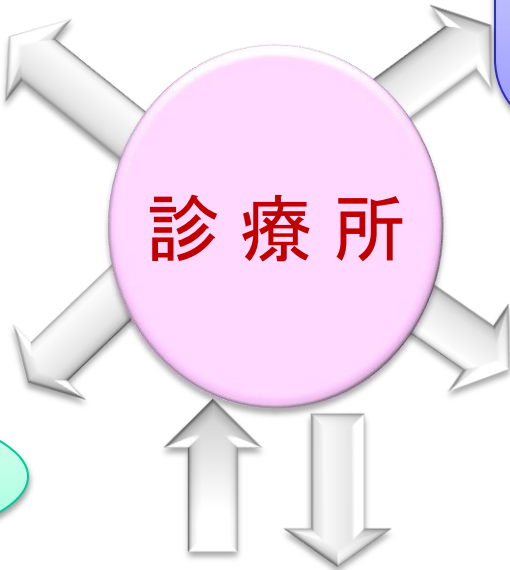
施設利用者に対する適切な医療の提供

地域医療への貢献

**施設利用者の健康管理、
医療的ケアの必要な寮への
訪問看護を実施**

内科健診
子宮がん・乳がん検診
インフルエンザ予防接種
褥瘡予防
摂食・嚥下障害リハビリテーション
シーティング(座位訓練)

行動障害等の著しく支援が困難な者に対し、
精神科医と臨床心理士が連携して対応



**地域の知的障害者(児)及び家族等
に対して外来診療を提供**

<診療科目>
内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科
臨床心理科、機能訓練科

診療所外来に通院している発達障害児の保護
者を対象に、月2回(児童期・思春期)の家族
心理教育を実施

児童思春期外来においては
教育委員会、各教育機関、
児童相談所、保健センター、
地域の関連病院
と連携

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。
その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。
(政・独委評価の視点)

「独立行政法人整理合理化計画」における資産についての処分等に関する指摘はされていない。

業務運営の効率化に関する事項

3 合理化の推進

【評価項目5】
 自己評価 A

評価の視点	「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。 (政・独委評価の視点事項と同様)
数値目標	随意契約見直し計画に基づき、競争性のある契約を60%以上とする。

① 随意契約見直し計画実施状況等

・ 「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施。その状況については、のぞみの園ホームページで公表。

② 随意契約見直し計画に対する達成状況

(金額単位: 億円)

区 分	見直し計画		平成18年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(35.6%) 16	(63.9%) 2.3	(20.0%) 9	(36.9%) 1.3	(48.5%) 34	(64.4%) 5.8
企画競争・公募	(2.2%) 1	(2.8%) 0.1	(0%) 0	(0%) 0	(3.0%) 2	(10.0%) 0.9
競争性のある契約(小計)	(37.8%) 17	(66.7%) 2.4	(20.0%) 9	(36.9%) 1.3	(51.5%)※1 36	(74.4%) 6.7
競争性のない随意契約	(62.2%) 28	(33.3%) 1.2	(80.0%) 36	(63.1%) 2.3	(48.5%) 34※2	(25.6%) 2.3
合 計	(100%) 45	(100%) 3.6	(100%) 45	(100%) 3.6	(100%) 70	(100%) 9.0

※1 競争性のない契約(随意契約)については、34件中24件が毎月支払われる電気料金及び上下水道料金といった公共料金であり、この件数をカウントしなければ、競争性のない契約は10件、母数(契約総件数)は46件となり、**競争性のある契約割合は78%となる。**

※2 23年度の随意契約34件は、すべて公共料金等の競争入札に適しないもの、又は契約先が指定されているもの等である。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。
(政・独委評価の視点事項と同様)

入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)

入札案件について、全て一般競争等の競争性の高い契約方式を実施した。
また、前年度に策定した「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、競争性、透明性が確保できるよう努めた。

監事監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約の実施状況についてチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。
また、会計監査人による往査において、関係書類のチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点	契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)
-------	---

監事監査において、入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた後、契約監視委員会において、更に見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。

業務運営の効率化に関する事項

<p>評価の視点</p>	<p>法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>
<p>評価の視点</p>	<p>関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>

該当なし

業務運営の効率化に関する事項

評価の視点

契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等の見直し計画」が計画どおり進んでいるか。

平成23年度は、平成23年8月25日、12月22日に当法人の契約監視委員会が開催され、見直し・点検が行われた。また、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの(公共料金、MRI保守等)を除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施した。

Part 2

国民に対して提供するサービスその他業務の質に関する事項

1－(1) 地域移行に向けた取組

① 施設利用者の地域移行のスピードアップ

【評価項目6】

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

ア 本人及び保護者の同意を得るための取組

【評価項目7】

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

イ 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援

【評価項目8】

1－(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援

【評価項目9】

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1-(1) 地域移行に向けた取組

【評価項目6】

① 施設利用者の地域移行のスピードアップ

自己評定 S

評価の視点	施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。
数値目標	重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。
	施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。

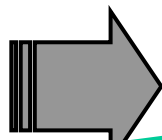
第1期中期目標期間

第2期中期目標期間

○地域移行の実績

○地域移行の実績

第1期地域移行者合計 44人
(H15年10月～H19年度末)



20年度	21年度	22年度	23年度
24人(28人)	21人(23人)	22人(26人)	21人(22人)

(23年度中、22人の地域移行が決定していたが、
1人が重篤な疾病により移行を断念した)

年度目標

15～20人
達成！！

利用者の重度・高齢化が進み、移行先についても、利用者の特性や住環境等に配慮しながら、地域移行を進める困難な状況の中で、23年度も15人～20人の目標を達成することができた。
また、地域移行者150人の目標に対して、H15年以降 132人となり、88パーセントの達成率となった。

○第2期中期目標
独法移行時と比較して、
施設利用者数を3割縮減



**3割7分
縮減**

区分	H15. 10. 1	H24. 4. 1	差引
施設利用者数	499人	314人	△185人

地域生活移行支援事業の移行が困難な要因・理由と対策

保護者・家族の同意が得られにくい。

高齢化した家族が施設から出ることに 難色を示す。

家族が困難とする理由

- ・ 現在の生活の変化を求めない
- ・ のぞみの園の生活が一番安心できる
- ・ 「自分の子は無理」との固定概念
- ・ 入所時の終身保護の約束

(平成23年1月アンケート調査より)

- ① 面会時の個別説明
- ② 地域移行者紹介の「移行課通信」の発行増
- ③ 来園の少ない家族への家庭訪問による説明
- ④ 地域移行して5年経過した者の生活を紹介するDVDの作成との意義の説明
- ⑤ 移行先の社会資源の情報提供(見学・体験利用)

入所者本人の体験不足

地域生活の為には順応する為の一定の体験が必要

理由 重度、重複等の障害があること。

生活環境が変わることへの不安感

支援者が変わることへの不安感

40年以上の施設経験により地域生活をイメージしにくい。

- ① 地域生活体験ホーム(施設内外)の体験により、本人・家族の地域生活への自信を得る
- ② 移行予定先の見学・納得するまでの体験利用

移行先の確保が困難

理由

- ・ 都市部を中心にケアホーム等の待機者が多い
- ・ 重度・重複かつ高齢であることから本人にあった生活の場・日中活動の確保が困難
- ・ 出身地が全国であり、移行先を捜すこと、移行予定の事業所の体験利用に時間・経費を要する。
- ・ 自治体が、地元待機者の優先、他の自治体出身者の受入拒否

- ① 厚労省からの都道府県への協力要請(重点都道府県)
- ② 障害程度区分認定調査時の市町村からの情報提供
- ③ 直営ケアホームの定員増
- ④ 先駆的に展開している事業所への協力要請

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

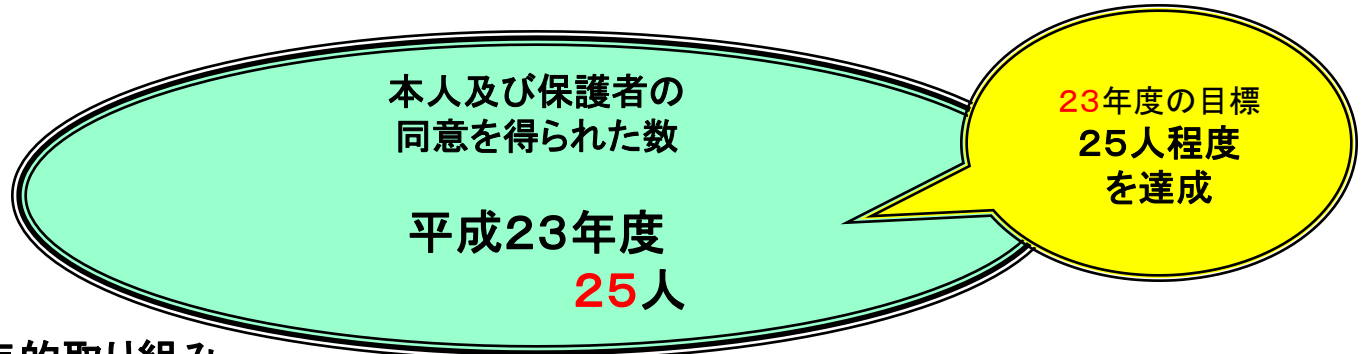
② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

【評価項目7】

ア 本人及び保護者の同意を得るための取組

自己評定 S

評価の視点	施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。
数値目標	平成23年度中に25人程度の保護者の同意を得る。



重点的取り組み

- ◎保護者会等で、保護者へ個別対応の強化
- ◎地域移行した生活の状況を映像化し、説明
- ◎地元の事業所を調査し、保護者へ紹介



- ①保護者全員に地域移行した者を紹介する「地域移行通信」を年6回定期発行
- ② 来園機会の少ない保護者**33人**へ保護者宅等へ訪問(来園)を行い、移行への働きかけを行った。
- ③ 地域移行して5年間経過した利用者の現在の暮らしぶりを紹介したDVD「地域移行あれから5年」を作成し移行後の暮らしぶりについて紹介した。

平成23年継続

(参考)地域移行の同意が得られた者の推移

		新たに同意を得られた者	同意者数の累計	地域移行が実現した者
第1期中期目標 合計		66人	—	44人
第2期 中期目標	平成20年度	29人 (4人)	95人 (4人)	24人
	平成21年度	32人 (2人)	127人 (6人)	21人
	平成22年度	33人 (3人)	160人 (9人)	22人
	平成23年度	25人 (1人)	185人 (10人)	21人

(※)()数字は、同意を得られた者で、疾病や死亡等により地域移行を断念した者の、内数である。

施設利用者の自立に向けた効果的な支援の提供

〔地域生活への自立〕

国立のぞみの園 生活寮

地域生活体験ホーム

～ 法人独自事業 ～

宿泊体験

1泊2日～1か月

長期体験利用(施設内・外)

1か月～

地域移行

地元施設

ケアホーム等

ケアホーム等

平成23年度宿泊体験の状況

体験方法	実人数	延べ人数	延べ日数
一般型 宿泊体験	47人	65人	456日
重介護型 宿泊体験	6人	12人	41日
計	53人	77人	497日

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践

【評価項目8】

イ 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援

自己評定 A

評価の視点

施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。

- ① 地域移行先を確保するための取組はどのようになっているか。
- ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。

①. 移行先を確保するための取組

①出身地方自治体等に対する協力依頼

[平成23年度実績]

1都4県1市(東京都、埼玉県、神奈川県、静岡県、島根県、さいたま市)を重点都道府県として設定

ア. 厚生労働省障害保健福祉部から国立のぞみの園の地域移行に関する協力を依頼 (平成23年2月22日)

イ. 重点都道府県を直接時間を設けての協力要請。

対象利用者数	平成23年度実績 地域移行者数		移行先決定 (待機)
	ケアホーム	施設	
142人	4人	4人	1人

[平成24年度に向けた取り組み]

1都3県(東京都、石川県、栃木県、神奈川県)を重点都道府県として設定

ア. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行に関する協力を依頼。(平成24年2月20日)

イ. 重点都道府県へ直接の協力要請。

②地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介で、9都道府県24事業所が、新たな協力事業所として確保できた。

③本人及び・家族の移行予定施設・ケアホーム見学の実施

H22年度 のべ42回



H23年度 のべ41回

移行者に対する地域生活の定着支援

23年度においては、すでに地域移行した者を対象として、施設・事業所等への訪問や電話等により生活状況等の確認を行った。

〔23年度フォローアップの状況〕

1～4回	5～9回	10回以上
0人	3人	105人

対象者 108人

(地域移行者132人のうちH24. 3. 31退所者3人
死亡者5人、本法人直営ケアホーム入居者 15人、
再入所1人を除く)

計 827回

◎地域移行先事業所と移行者本人を訪問
(移行後、1年、5年、状況が変化した人)
及びアンケートを実施 (31人へ実施)

退所時

国立のぞみの園

- ・診療情報の提供
- ・移行直前の健康診断の実施
- ・地域移行に向けた支援内容の情報の提供

地域移行した者

直営の
ケアホーム

安定した地域生活の継続

フォローアップ

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1-(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援

【評価項目9】

自己評定 S

評価の視点

重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。

重度・高齢の知的障害者に対する支援

職員の育成②: 平成22年度に引き続き、高齢者支援の専門家を招聘 **及び高齢者事例検討プロジェクトチームの設置**

職員の育成①: 県内外の特別養護老人ホーム等での実務研修を実施

高齢化に対応した日中活動の提供: 身体機能維持を図る介護予防メニューの実践・定着
地域生活体験ホームの設備を活用し、地域で過ごす活動の提供

認知症支援: 認知症ケア研究チームにおいて5事例を精査し効果的な支援を検討

個別支援: 利用者の心身状況に応じて適宜転寮を実施

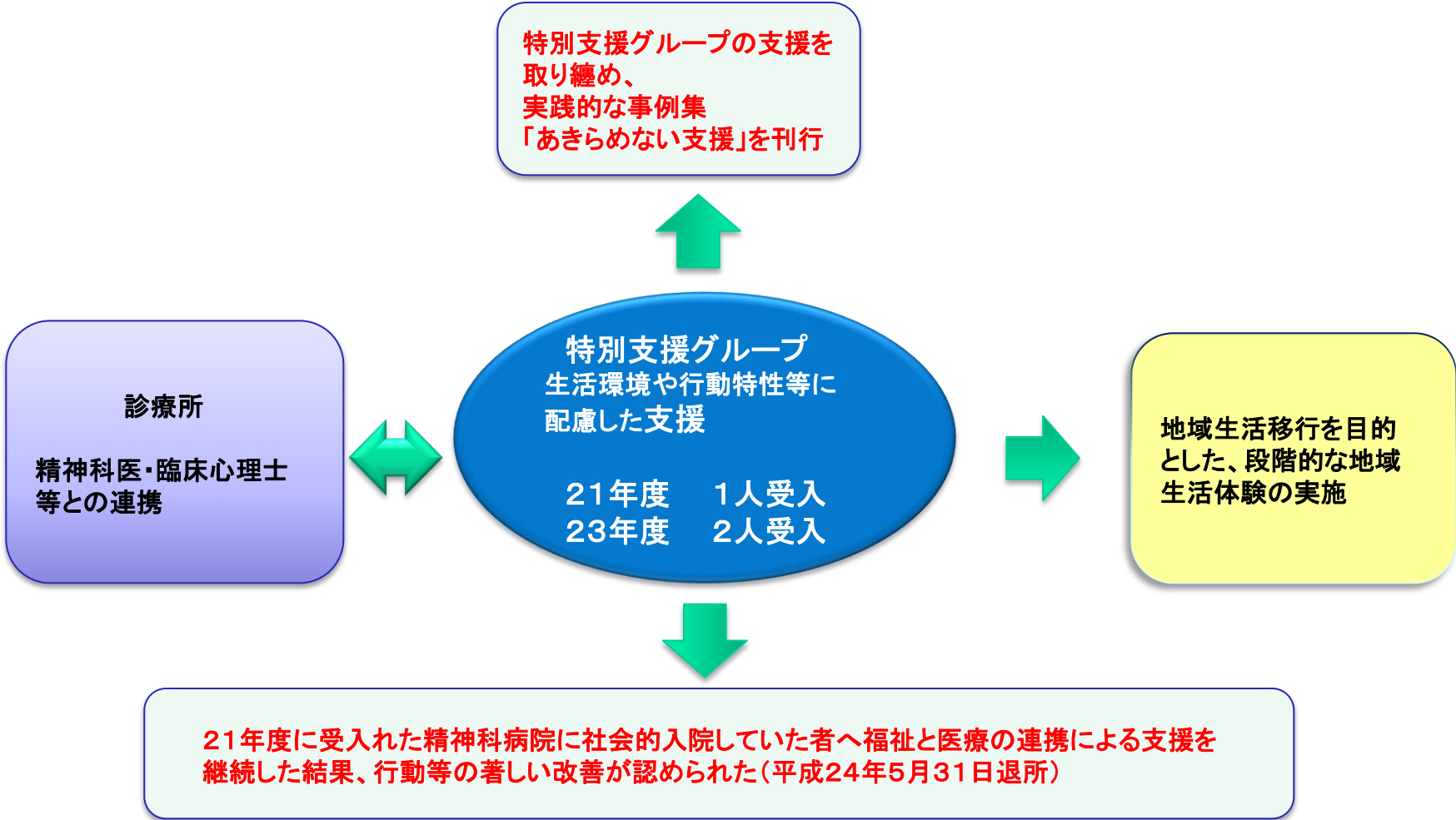
重度・高齢知的障害者への支援 ≡ 高齢者支援グループ等で対応

外部有識者を招聘し、「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」を設置し、のぞみの園の支援の点検と今後の支援の方向性についての検討を行った。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

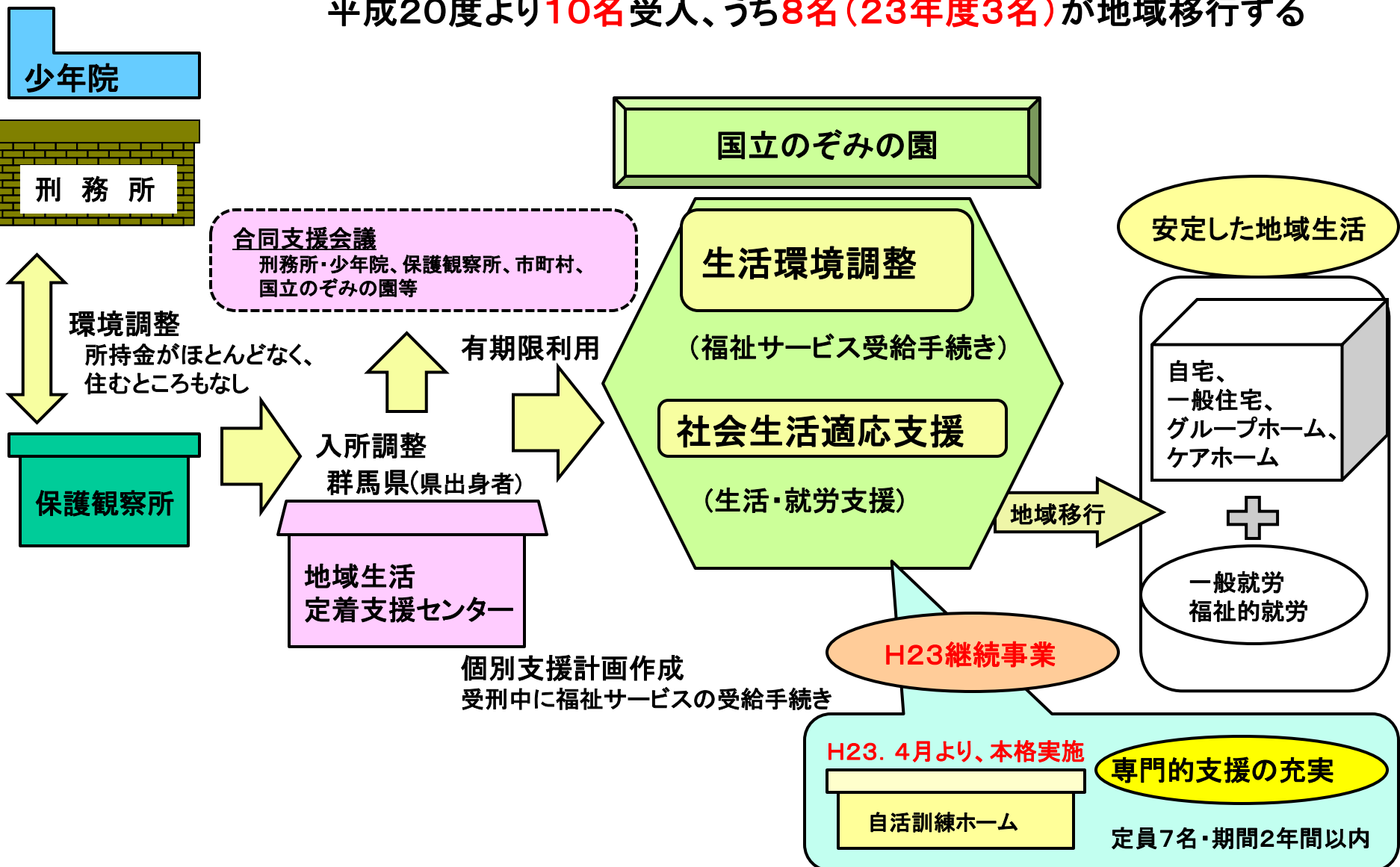
<p>評価の視点</p>	<p>行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</p>
--------------	---

自閉症及び行動障害等を有する者に対する自立支援



福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への支援

平成20度より10名受入、うち8名(23年度3名)が地域移行する



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。

あきらめない支援：著しい行動障害のある人の実践事例集

- 特別支援グループを中心に、自閉症及び行動障害のある利用者に対する支援事例を取り纏めた。また、支援の具体的な方法を多数の写真に掲載することでわかりやすく紹介し、全国の障害福祉施設で応用できるよう編集し、頒布した。

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて

- 矯正施設等を退所した知的障害者を福祉施設で受け入れる際の流れや留意点、そして支援の在り方、地域生活移行に向けての取組事例を、モデルケースを通して紹介したテキストを編集し、頒布した。

認知症がある知的障害者のスクリーニングスケールの作成

- 平成22年度より翻訳作業と実用性検証の研究を行ってきた認知症スクリーニング・スケールは、十分実用的なツールであることが証明され、最終版が完成。随時、必要とする障害福祉施設に配布した。

平成23年度 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活の自立に向けた福祉施設等における支援モデル及び研修プログラム構築に関する研究

「平成23年度 厚生労働省セーフティネット支援対策等事業費(社会福祉推進事業)」

1. 事業内容

- (1) 障害者支援施設からの地域生活移行の実態に関する調査・研究
矯正施設退所者の地域生活移行経験がある9施設9人の事例を調査
- (2) 先駆的支援を行っている施設の受入れ方針と課題に関する調査・研究
矯正施設退所者を先駆的に支援をしている全国の9施設に対する聞き取り調査

2. 啓発活動



- (1) 報告書の作成・配布
関係省庁、都道府県等 約250部配布
- (2) 『福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う職員(指導的立場)』研修会
平成23年12月7日～9日(群馬県前橋市)
受講者69人 (修了者64人 うち、司法関係者9人)
- (3) 国立のぞみの園福祉セミナー2012 『福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて ～ part 4』
平成24年2月9日～10日(群馬県高崎市)
受講者276人 (うち、司法関係者44人)

Part 3

国民に対して提供するサービスその他業務の質に関する事項

2-(1) 調査・研究のテーマ、実施体制等

【評価項目10】

2-(2) 成果の積極的な普及・活用

【評価項目11】

3 養成・研修、ボランティアの養成

【評価項目12】

4 援助・助言

【評価項目13】

5 その他の業務

【評価項目14】

6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

【評価項目15】

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2-(1) 調査・研究のテーマ、実施体制等

【評価項目10】

自己評価 A

評価の視点

重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。

数値目標

外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。

国立のぞみの園研究会議を開催(年2回)

調査・研究

第6回国立のぞみの
園研究会議
(平成23年6月23日)

調査・研究

第7回国立のぞみの
園研究会議
(平成24年3月29日)

調査・研究

【国立のぞみの園研究会議】

- ・ 委員 : 6人 (外部有識者4人、内部委員2人)
- ・ オブザーバー : 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

【国立のぞみの園研究会議の内容】

- ・ 年間研究テーマに関する助言・指導
- ・ 研究結果に関する助言・講評

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。
数値目標	調査・研究を6テーマ以上を実施する。

平成23年度は、「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅支援を支える仕組みに関する調査・研究」と「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究」に関して、外部委員を含めた研究検討委員会で議論し、障害福祉サービスに従事する中核職員向けの研修プログラムの開発を行った。その他、入所施設からの地域生活移行の実態、高齢知的障害者の認知症判定尺度の作成に関する研究など、合計12の研究を実施した。

①	重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究
②	福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究
③	重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究
④	行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究 (知的障害者が精神科病院への入院治療に至る経過の調査)
⑤	高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査・研究
⑥	知的障害者施設における社会福祉士実習プログラム開発に関する研究
⑦	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者用認知症判別尺度日本語版(DSQIID)の信頼性・妥当性の検証 ・高齢知的障害者の地域での日中活動について ・認知症がある知的障害者の支援に関する研究 ・発達障害をもつ子どもの家族を対象としたグループによる家族心理教育の実践 ・高齢知的障害者におけるクエン酸ネブライザーによる咳テストの有効性の検討 ・知的障害者(児)における反芻習癖に関する研究

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。
また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。

調査・研究調整会議

年4回開催：役員、参与、参事、診療所、生活支援部、就労支援部、地域支援部の責任者により、研究テーマ毎に各部所との連携方法ならびに進行管理を行い、同時に、研究の妥当性や成果について意見交換を行った。

調査・研究プロジェクト

「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究」と「矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究」においては、外部の有識者・福祉関係者を交えた研究検討委員会を設置し、合計18人の外部委員と厚労省・法務省からオブザーバー・アドバイザーとして8人が参加した。

調査研究倫理審査委員会

調査研究方法に関して、個人情報保護ならびに倫理面の配慮を審議するため、外部の有識者による審査委員3人（医療関係者1人、福祉関係者1人）と内部委員3人により構成される倫理審査委員会を新たに設置し、平成23年度は1回開催した。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2-(2) 成果の積極的な普及・活用

【評価項目11】

自己評価 A

評価の視点

調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。

数値目標

研究紀要を年間1回以上発行する。

平成22年度
研究



【研究紀要第4号】

平成23年6月（600部）発行
社会福祉関係学部のある大学・専門
学校・都道府県・福祉関係機関等に
送付、ホームページに全文掲載

平成23年度
研究



【研究紀要第5号】

平成24年6月（600部）発行

【関係団体・学会発表等】

厚生指針(厚生統計協会)に「地域生活移行による居住環境の変化に伴う知的障害者の生活満足度の比較に関する研究」、さぽーと(日本知的障害者福祉協会機関誌)に「認知症に罹患した知的障害者の支援」が掲載された。その他、日本社会福祉学会、日本認知症ケア学会等で10件の学会等で研究成果の発表、ならびに関係する演題による講演を8件行なっている。





国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。
	調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。
数値目標	調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。

ニュースレター・ホームページ

研究紀要の全文をホームページに掲載し報告した。また、調査・研究の内容ならびにその概要をニュースレター年4回(各3,500部発行)で紹介。

あきらめない支援: 著しい行動障害のある人の実践事例集

自閉症及び行動障害のある利用者に対する支援事例を取り纏め、具体的な支援の方法を写真をたくさん掲載することで、障害福祉施設で活用できるよう編集した実践事例集(1,800部発行)。

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて

矯正施設等を退所した知的障害者を福祉施設で受け入れる際の流れや留意点、そして支援の在り方、地域生活移行に向けての取組を、事例形式でまとめたテキスト(1,100部発行)

【研究の成果の評価について】

成果の評価に関しては、統計的に把握していないが、外部の有識者からなる国立のぞみの園研究会議において、矯正施設等を退所した障害者の地域移行に関する研究や重度の知的障害者・精神障害者の在宅生活を快適に暮らすための研究塔の実践的な研究について、外部の有識者から高評価を得た。また、当法人が主催する研修会等で発表する方法においては、概ね9割以上の満足度を得ている。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 養成・研修、ボランティアの養成

【評価項目12】

自己評定 A

評価の視点

養成・研修の実施状況はどうか。

数値目標

厚生労働省の助成事業により、罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成23年度に実施する。

【厚生労働省助成事業として開催したセミナー】

のぞみの園福祉セミナー

(福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けてpart4)

【厚生労働省助成事業として開催したセミナー】

福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等(指導的立場)研修会

【実績】

・福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援については**司法**関係者44人を含む276人(39都道府県から)の受講があった。

【実績】

・福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等(指導的立場)研修会については、**司法**関係者9人を含む69人(26都道府県から)の受講があった。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。
数値目標	最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成23年度に1回実施する。

国立のぞみの園 主催セミナー

-国の政策課題や最先端の医学知識の紹介、普及等を目的として実施した内容-

	名称およびタイトル	開催場所	受講者数
1	国立のぞみの園福祉セミナー2011「災害時における知的・発達障害児者の支援について」	高崎市	314人
2	福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等(指導的立場)研修会	前橋市	69人
3	行動援護スーパーバイザー研修	東京都	58人
4	障害医療セミナー「高齢者、知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」	高崎市	73人
5	国立のぞみの園福祉セミナー2012「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等への地域生活支援に向けてpart4」	高崎市	276人
			合計 790人

2、5は、厚生労働省からの助成事業。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

大学・専門学校等の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。

ボランティアの養成の取組状況はどうか。

国立のぞみの園 実習とボランティア

-効果的な実習とボランティアの養成-

【実習生受入実績】

年度	受入数
23年度	750人
22年度	962人

- ・相談援助実習プログラムを活用し、実習に取り入れた。
 - ・さらに、現状に合わせた実習のしおりの改訂を行った。
 - ・①社会福祉士、介護福祉士、保育士、栄養士、教員の養成
 - ②医学部の学生や警察学校生、
 - ③高校生のホームヘルパー実習、
 - ④看護学校等の臨地実習
- など、多種多様な実習に対応出来る体制を整えている。

【ボランティア受入実績】

年度	受入数
23年度	1074人
22年度	1093人

- ・ボランティアの養成として、次代を担う高校生を34人(高崎市内3校)、および大学生等を26人(高崎市、前橋市、太田市より各1校ずつ)受入れ、利用者との交流、福祉機器の体験、作業体験を通して、障害者支援の理解を深める取組を実施した。
- ・福祉団体、社協、企業、学校、一般からの希望に沿うよう、当法人のフィールドを活用したボランティアメニューを用意し、受入れている。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4 援助・助言

【評価項目13】

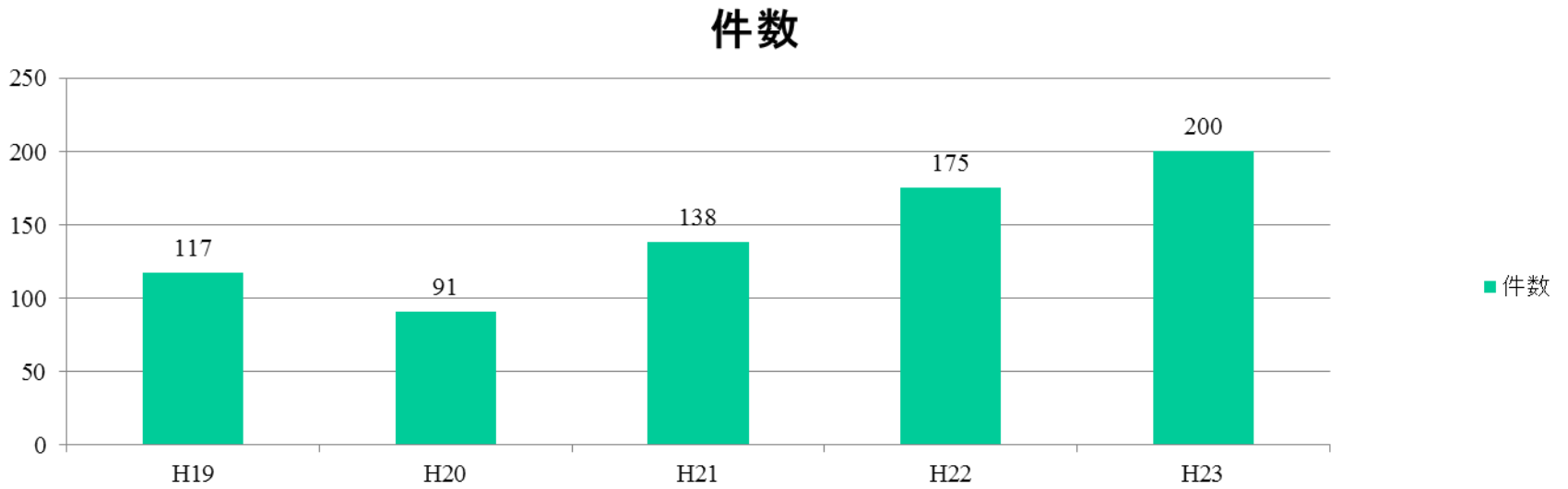
自己評価 A

評価の視点

援助・助言の実施件数はどうなっているか。

援助・助言の実績：平成22年度の件数(175件)を上回る実績200件

援助・助言実施件数の推移



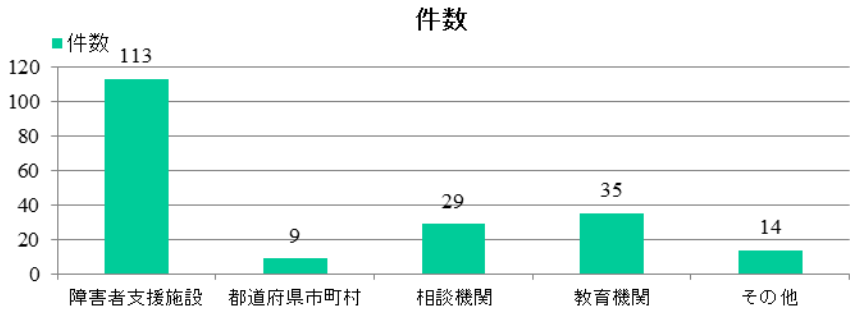
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。
	援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。

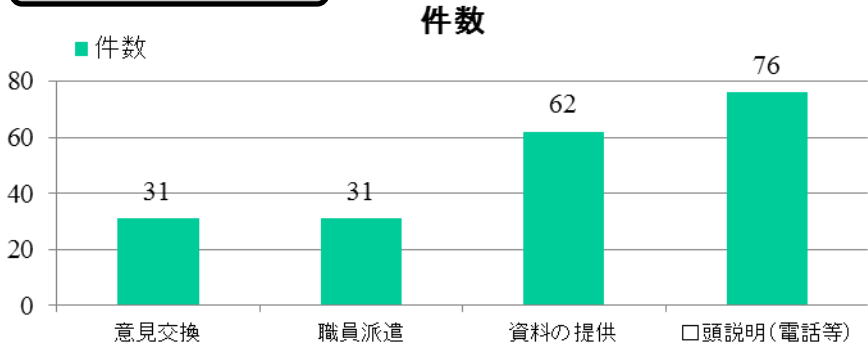
援助・助言の提供方法

利用促進への取り組み

援助・助言の主な相談者等



対応方法



○ニュースレターへの掲載
 [知的障害関係施設等からの相談・問い合わせ]についての広報記事

○リーフレットの配布
 [援助・助言の内容、利用方法]をPRしたリーフレットをニュースレターに同封したほか研修等や見学者に配布

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

5 その他の業務

【評価項目14】

自己評定 A

評価の視点

診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。
また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。

施設利用者に対する適切な医療の提供

施設利用者の健康管理、
医療的ケアの必要な寮への
訪問看護を実施

内科健診
子宮がん・乳がん検診
インフルエンザ予防接種
褥瘡予防
摂食・嚥下障害リハビリテーション
シーティング(座位訓練)

行動障害等の著しく支援が困難な者に対し、
精神科医と臨床心理士が連携して対応

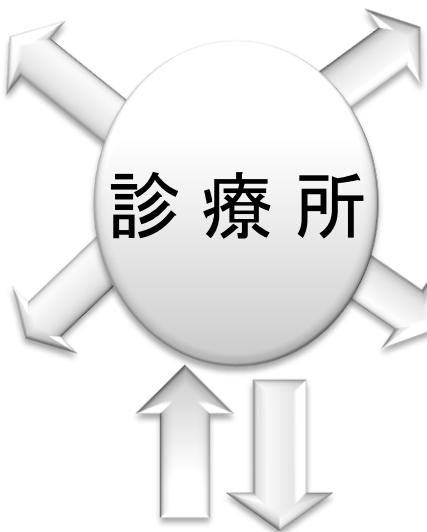
地域医療への貢献

地域の知的障害者(児)及び家族等
に対して外来診療を提供

<診療科目>

内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科
臨床心理科、機能訓練科

診療所外来に通院している発達障害児の保護者
を対象に、月2回(児童期・思春期)の家族心理教育
を実施

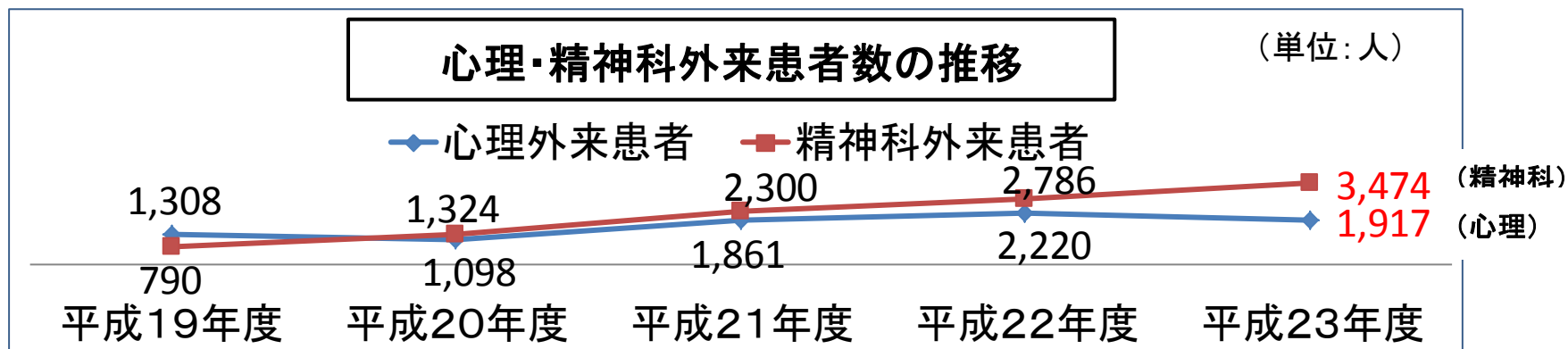


児童思春期外来においては
教育委員会、各教育機関、児童相談所、
保健センター、地域の関連病院と連携

診療所の機能の活用(地域の知的障害者等への医療提供)

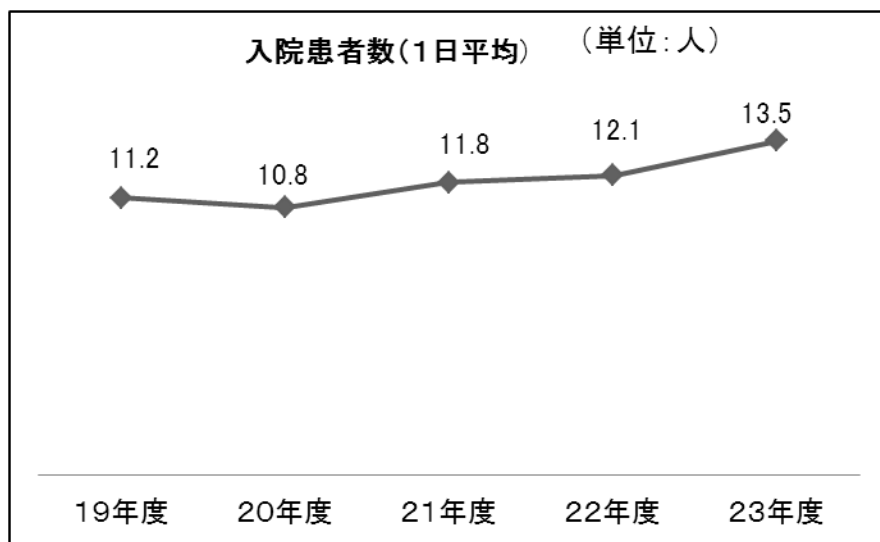
＜地域の知的障害者等が利用できる診療科目＞
内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科、臨床心理科、機能訓練科

児童期・思春期事例の診療を中心とした、知的障害者・発達障害児(者)の
専門外来診療を実施し、新患が増加

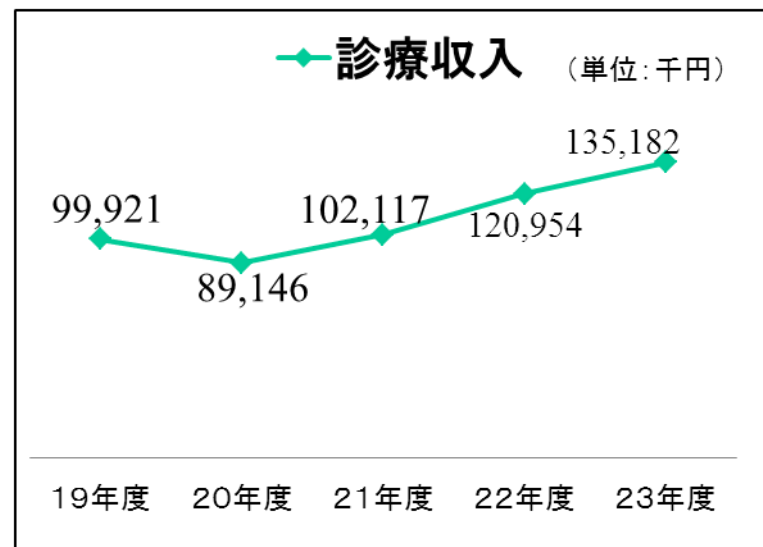


診療所入院患者数及び診療収入の推移

入院患者数



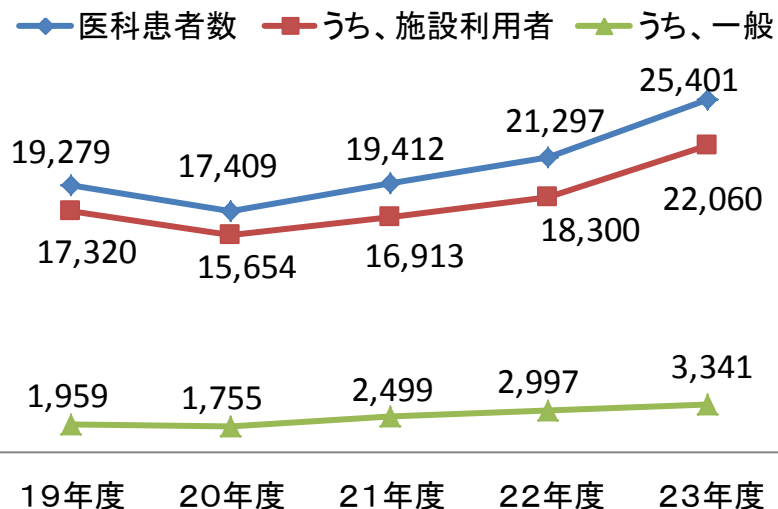
診療収入



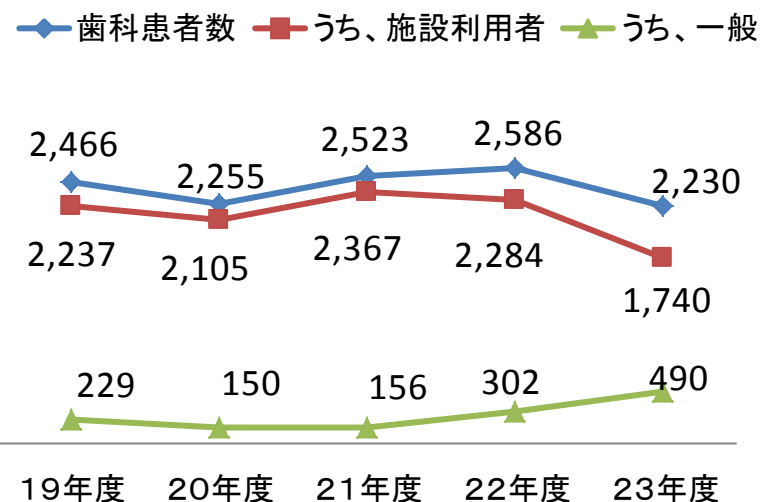
診療所外来(医科・歯科)患者数の推移

外来患者数

医科患者数 (単位:人)



歯科患者数 (単位:人)



(単位:人)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	施設利用者	一般	施設利用者	一般	施設利用者	一般	施設利用者	一般	施設利用者	一般
医科	17,320	1,959	15,654	1,755	16,913	2,499	18,300	2,997	22,060	3,341
	19,279		17,409		19,412		21,297		25,401	
歯科	2,237	229	2,105	150	2,367	156	2,284	302	1,740	490
	2,466		2,255		2,523		2,586		2,230	

診療所の事業収入及び事業経費について

(事業収入)

(単位：千円)

	22' 決算額	23' 決算額	23' -22'	備 考
保険診療	119,423	134,445	15,022	
うち、医科（入院）	57,962	72,044	14,082	1日あたり12.1人 → 13.5人
うち、医科（外来）	42,786	43,845	1,059	21,297件 → 25,401件
うち、歯科	18,675	18,556	▲ 119	2,586件 → 2,230件
医師意見書手数料	159	390	231	
その他収入	1,372	347	▲ 1,025	特定健診、診断書手数料、インリガ助成等
事業収入 計	120,954	135,182	14,228	

(事業経費)

(単位：千円)

	22' 決算額	23' 決算額	23' -22'	増減要因
人件費	141,042	179,660	38,618	退職手当の増等
物件費	116,208	108,651	▲ 7,557	
事業経費 計	257,250	288,311	31,061	

(単位：千円)

	22' 決算額	23' 決算額	23' -22'	備 考
運営費交付金の充当額	136,296	153,129	16,833	事業経費-事業収入

診療所の運営について

診療所の沿革

- ・昭和46年 4月 開設(入所者の診療、健康管理)
- ・平成 7年10月 保険医療機関指定 保険診療(外来)開始
- ・平成14年 1月 地域の外来診療開始・入院病棟運用開始
- ・平成14年 2月 歯科診療開始

診療所の運営

- ・重度の知的障害のある入所者に対する診療、健康管理を目的として、施設の医療部門として開設し、運営してきている。
- ・開設以来、障害のある患者を数多く診療してきた経験を生かし、地域の障害のある人への医療の貢献ができるように、積極的な患者の受け入れ(発達障害関係のニーズが高い)を行っており、近年は診療収入も増加しているところである。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点

地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。

地域の障害者支援の充実

○ 地域の障害者の地域生活を支援するため、次の障害福祉サービス・事業を積極的に実施。

① 相談支援

- ・ 相談、情報の提供及び助言
- ・ 市町村、サービス事業者との連絡調整等

〔 ※高崎市から障害者相談支援センターとして委託を受けるとともに、高崎市自立支援協議会に参加し、地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けて関係機関と連携協力。
 (※平成23年度 相談支援延べ件数 5,133件) 〕

② 短期入所（定員15名）

- ・ 短期入所による入浴・排泄・食事等の介護その他必要な援護

(※平成23年度 短期入所利用者数 126人 (延べ日数 1263日))

③ 日中一時支援事業 (高崎市、藤岡市、安中市、沼田市、南牧村からの受託事業)

- ・ 障害者等を一時的に預かることにより、家族の負担を一時的に軽減

(※平成23年度 日中一時支援利用者数 94人 (延べ日数 173日))

<法人独自事業>

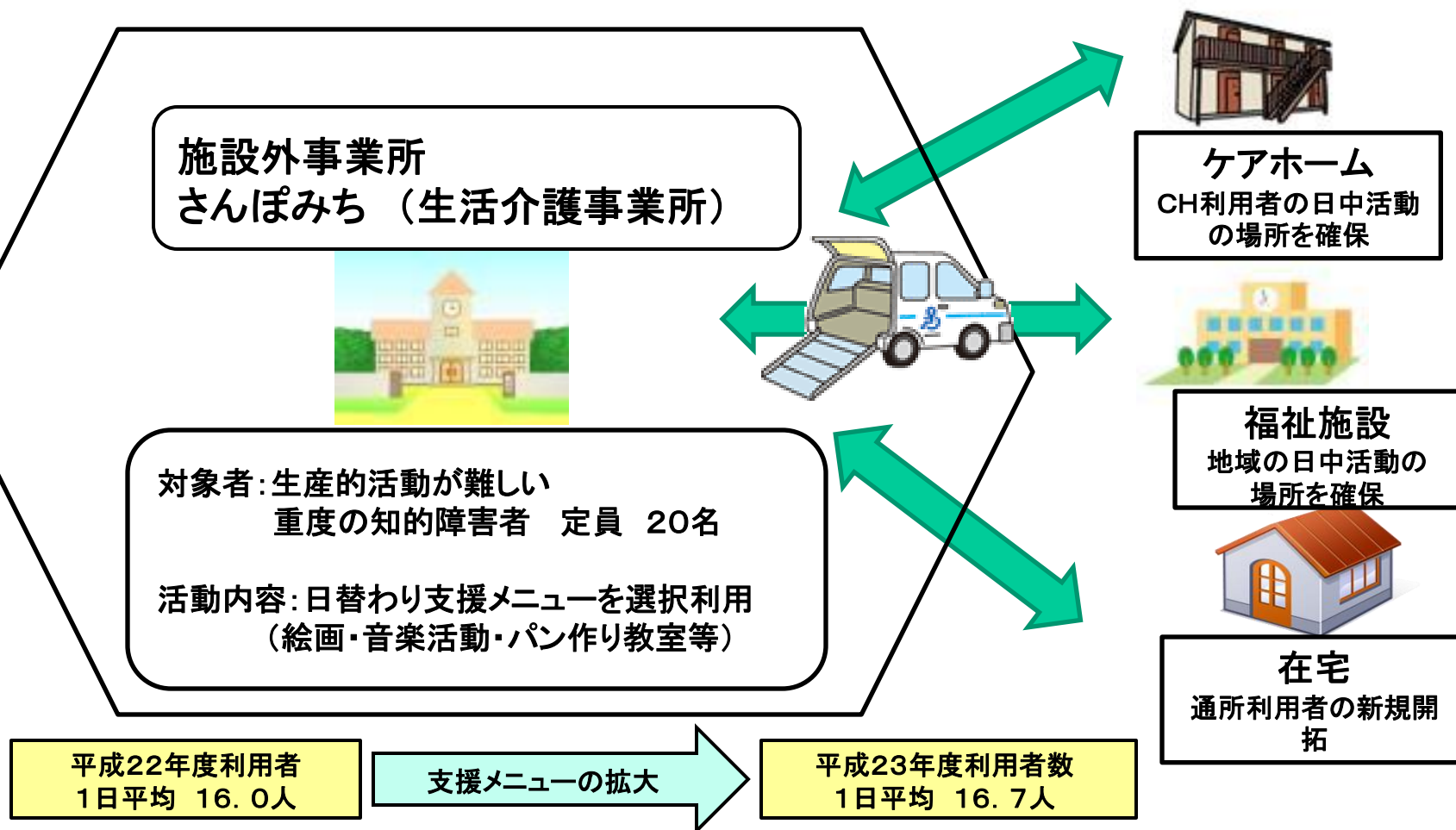
④ 地域生活支援センター事業

〔 ※右記の事業を含め、上記の相談支援及び共同生活介護事業(ケアホーム)を合わせた地域生活を総合的に支援するための事業としての総称。 〕

- ・ 在宅で生活している知的障害者の余暇活動への支援や、宿泊体験を通して自立心を高める支援等
 知的障害者自立生活体験学習事業
 (トレーニングルーム)

(参考)施設外生活介護事業所「さんぽみち」(概要)

◎日中活動の場として、生産的活動が困難な、重度の知的障害者(福祉施設、ケアホーム、在宅)を対象として、地域の中に生活介護事業所を設置。(H21年5月開所)



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

【評価項目15】

自己評価 B

評価の視点

適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。
その場でも出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。

数値目標

総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。

- 地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を平成20年9月に設置。第三者の意見等を事業計画等に反映させることにより、第2期中期目標等の課題に的確に対応。
- 平成23年度は、2回開催（平成23年9月29日、平成24年3月21日）

運営懇談会において議題となった事項

- 第1回運営懇談会（平成23年9月29日）
 - ・平成22年度事業実績に係る評価結果の概要
 - ・平成23年度事業報告（概要）
 - ・東日本大震災における対応状況
 - ・台風12号による被害状況
- 第2回運営懇談会（平成24年3月21日）
 - ・独立行政法人の制度及び組織の見直しについて
 - ・平成23年度事業報告
 - ・平成24年度予算（案）
 - ・東日本大震災被災施設への支援等について
 - ・高齢知的障害者支援の在り方検討委員会報告書について

運営懇談会の議論要旨は、ホームページに掲載し、公表。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価の視点	適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。
数値目標	第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。

**平成23年度の第三者機関による評価は実施していない
(平成21年度実施)**

Part 4

予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

予算、収支計画及び資金計画等

【評価項目16】

人事に関する計画

【評価項目17】

施設・設備に関する計画

【評価項目18】

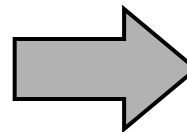
予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

1 予算、収支計画及び資金計画等		【評価項目16】
		自己評定 A
評価の視点	総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率は、どうなっているか。	
	運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	
	予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	
	運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。	
数値目標	自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。	

自己収入の比率

目標を大幅に達成

総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く)に占める自己収入の比率を
40%以上 とすることを目標



○ 平成23年度の自己収入の比率
(自己収入)
52.5% = $\frac{1,843\text{百万円}}{3,508\text{百万円}}$
(20年度:45.7%) (総事業費)

自己収入割合等の推移

(単位：百万円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
運営費交付金※ ①	2,334	2,227	2,120	1,764	1,665
自己収入 ②	1,653	1,592	1,781	1,836	1,843
総事業費 (①+②) ③	3,987	3,819	3,901	3,600	3,508
自己収入割合 (②/③)	41.5%	41.7%	45.7%	51.0%	52.5%

※ 決算ベース。

※ 運営費交付金は、退職手当相当額を除く。

予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

人事に関する計画

【評価項目17】

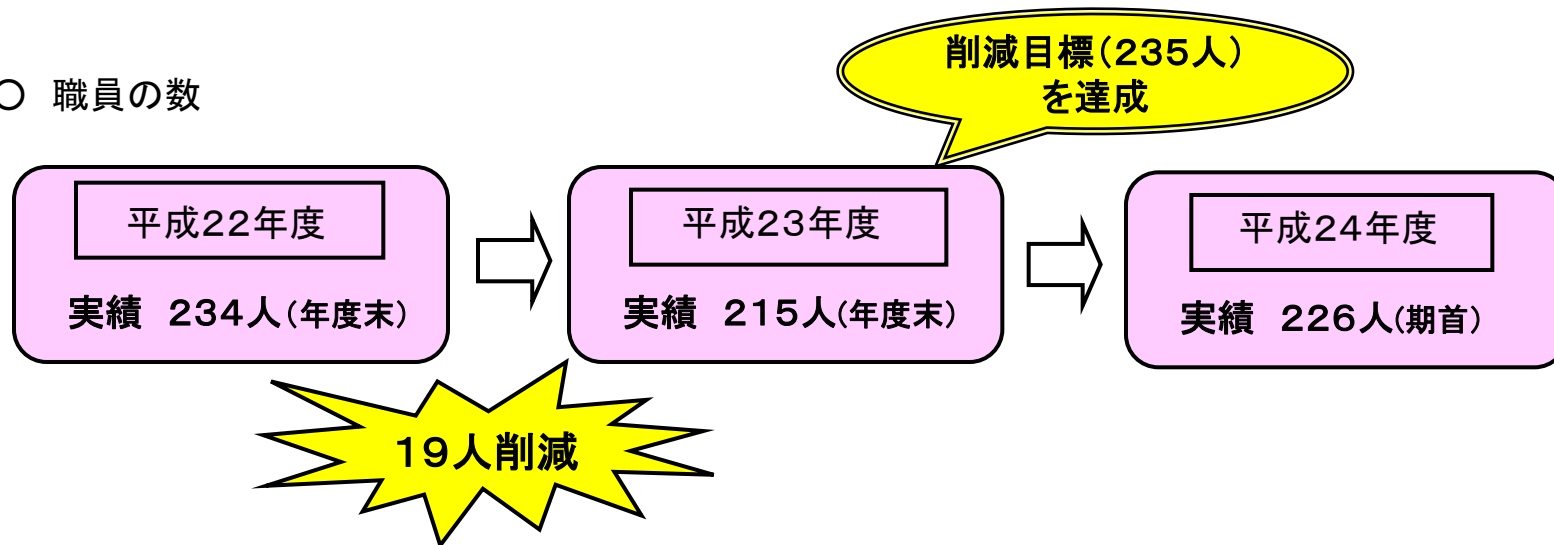
自己評価 A

評価の視点

人事に関する計画は実施されているか。

平成23年度は削減目標数を大幅に上回って達成

○ 職員の数



※ 削減目標(各年度末)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
定員(人)	270	260	246	235	223

予算、収支計画及び資金計画その他の業務運営に関する事項

施設・設備に関する計画

【評価項目18】

自己評定 A

評価の視点

施設・設備に関する計画は実施されているか。

平成22年度当初予算(施設整備費補助金)における「診療所自家発電機の設置」及び「寮舎等空調給湯設備改修工事」については、設計変更等の理由により、その実施が年度内に完了することが困難であったため、明許繰越の手続きを行い、計画どおり工事を完了した。

また、平成23年度第3次補正予算において、耐震補強工事に係る予算(62百万円)が23年12月に認められ、更に、第4次補正予算において、法面復旧工事等に係る予算(175百万円)が24年3月に認められた。それぞれの工事については、その実施が年度内に完了することが困難であるため、明許繰越の手続きを行った。

＜診療所自家発電機の設置＞

災害等の非常時に、医療機器等を確実に稼働させて入院患者の安全を守ること及び電力使用のピーク時に自家発電を行い、電力会社からの供給電力を抑制することが可能となるように整備。

＜寮舎等空調給湯設備の改修＞

省エネルギー・地球温暖化対策の推進のため、寮舎等の空調・給湯設備を、旧来型の一極集中管理の設備から、ソーラー給湯システムや個別空調方式によるより効率的な設備へ改修した。



これらの整備により省エネルギー対策の推進と災害対策が行えた。